

★年度★

★契約番号★

用船請負契約書

用船請負契約書

収 入
印 紙

1. 契 約 件 名 ★契約件名★

2. 船舶の要目

船種・船質	船 名	総屯数	機関の種類	馬 力	速 力	備 考

3. 用船料

名 称	航海1回当りの用船料	航 海 区 間	備 考

4. 契 約 期 間 ★契約日★から★履行期限★まで

上記のとおり用船するについて、発注者 ★契約担当官★ ★官職氏名★ は、
受注者 ★業者名★ ★役職氏名★ と、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 受注者は、発注者の要求により頭書の船舶（以下「使用船」という。）を提供するものとし、発注者は、これに対し、用船料を支払うものとする。
- 2 発注者は、使用船を用船するときは、用船の前日までに受注者に対して、その旨通知するものとする。

(仕様書等の解釈等)

- 第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において用船を行うものとする。

(監督職員)

- 第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

- 第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等がこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（臨時の代船）

第9条 受注者は、使用船を修繕する場合その他真にやむを得ない事由がある場合は、発注者の承認を得て性能、設備等において使用船と同等以上の船舶を臨時に代船として提供することができる。

（物価変動による用船料の変更）

第10条 物価変動その他予期することの出来ない事由に基づく経済情勢の激変等により、用船料が著しく不相当と認められるに至った場合、発注者

受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(使用船の航海)

第11条 使用船(第3条の規定による臨時の代船を含む。以下同じ)の航海は、発注者の指示によるものとする。

- 2 風雨その他気象、海象等の状況により前項の期日に航海できないとき又は発注者の都合により同項の期日以外の日日に航海を必要とするときは、受注者は、発注者の請求により、所定の期日前後における適当な日又はその必要とする日に、航海するものとする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に定めるもののほか、人又は物件の運搬及びその乗下船又は揚げ卸し作業その他使用船の航海に関する事項について、発注者の指示に従わなければならない。ただし、航海の安全に関し、法令上受注者又はその代理人若しくは使用人の職責に属する事項については、この限りでない。

(経費等の負担)

第12条 使用船の航海に要する経費は、受注者の負担とする。

- 2 航海中に生じた使用船の滅失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その滅失又はき損が発注者の故意又は重大な過失による場合は、発注者の負担とする。
- 3 使用船に属する公租公課は、受注者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、使用船の航海中、故意又は重大な過失により、発注者の物件を滅失、き損する等発注者に損害を生ぜしめたときは、その損害を賠償しなければならない。

(用船料の請求及び支払)

第14条 受注者は、用船料を発注者に請求するものとする。

- 2 使用船の出航後風雨その他の不可抗力により所定の航海ができなかった場合において、燃料費その他航海に要した実費を発注者に請求することができる。
- 3 前項の実費額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

- 4 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、用船料を受注者に支払うものとする。
- 5 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合において、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書をあらためて受理した日から約定期間を計算するものとする。

（ 遅延利息 ）

第15条 発注者は、約定期間に用船料を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第16条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申し出があったとき。
 - (2) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人に不正行為があったとき。
 - (3) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか、受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができなかつたとき。
 - (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
 - (6) 発注者の都合により解約を必要とするとき。
- 2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は、違約金として解約部分に対する用船料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

- 3 第1項第6号の場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。
- 4 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。
- 5 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 6 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（相殺等）

- 第17条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が該当金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。
- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定

する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同条第2項ただし書中、「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と、読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等) 用船料

第18条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、用船料（この契約締結後、用船料の変更があった場合には、変更後の用船料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

★契約日★

発注者	住 所	京都府舞鶴市字長浜 2001 番地
	氏 名	★契約担当官★ ★官職氏名★
受注者	住 所	★住所★
	氏 名	★業者名★ ★役職氏名★